

(案)

令和元年度 諮問第 21 号 - 2

18 歳未満の第 2 子及び第 3 子以降の子どもの均等割軽減の継続実施について（答申）

昭島市において平成 24 年度より実施されている、子育て世帯への独自の均等割軽減措置は、対象となる世帯の保険税負担について、これまで一定の効果を及ぼしており、評価されるものである。

国においても、子育て世帯への保険税負担軽減措置については、検討がなされているが、現在、実施される見通しが立っていない状況であり、こうしたことから、令和 2 年度及び 3 年度の 2 年間にあっては、引き続き事業の継続実施を図られたい。

なお、この独自軽減については、今後、より公平で効果的な支援策となるよう、制度の検証とその実施方法の検討に努められたい。

また、昭島市は、こうした独自支援策を実施する一方で、国からは計画的な赤字解消を求められている保険者でもある。財政運営の健全化を進める上で、独自支援策については保険者の方針として、しっかりと位置付け、国等に対しては、適切な説明と対応を図られたい。

以上、答申する。